

いわき都市計画土地地区画整理事業の変更

【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

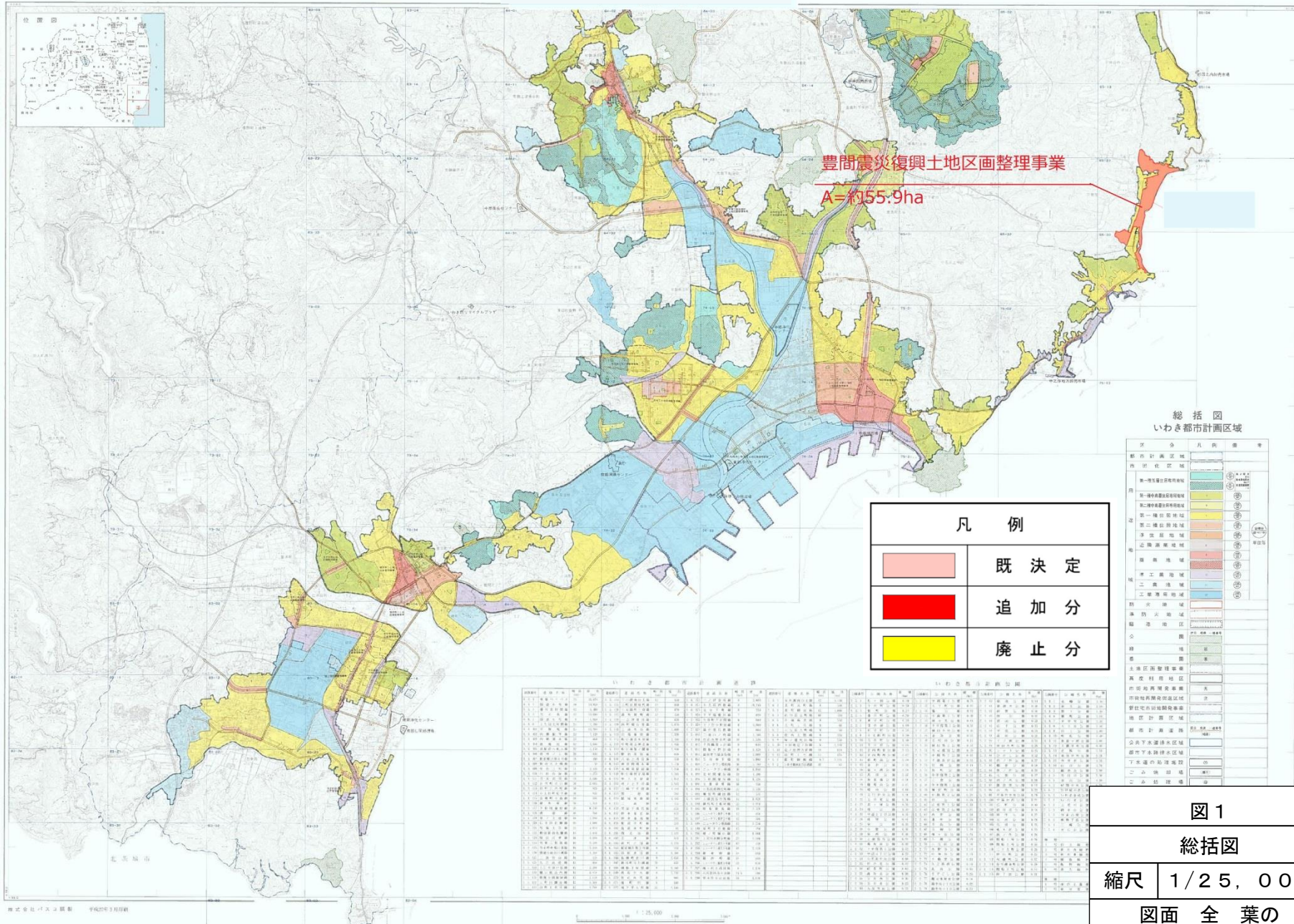
都市計画豊間震災復興土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		豊間震災復興土地地区画整理事業		
面 積		約 55.9ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	配 置
		幹線街路	3・6・174 豊間四倉線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・6・210 小名浜豊間線	
		幹線街路	3・5・211 塩屋町榎町線	
		上記都市計画道路を基幹に土地利用に応じて区画道路を配置し、適正な街区を形成する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称	配 置
		地区公園	4・4・3 豊間公園	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		緑 地	9 豊間防災緑地	
		津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸沿い及び河川沿いには津波防災緑地を配置する。 また、公園は、誘致距離等に配慮しながら適正な場所に配置する。 さらに、災害時には観光客や住民の生命確保のための一次避難地や防災活動拠点として活用する津波防災公園を北側造成団地に隣接して配置する。		
	その他の公共施設	種 別	名 称	配 置
		防潮の施設	10 豊間地区海岸防潮堤	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		河 川	3 諏訪川	
		津波被害の軽減を図り安全で快適な市街地環境を形成させるため、海岸・河川沿いには堤防を整備する。 また、道路整備に合わせ、雨水排水施設、上水道供給施設を整備する。		
宅地の整備		宅地は住居系の土地利用を基本に整備する。 この内、既成市街地は、被災前の土地利用を考慮し、住環境に配慮しつつ、ある程度の用途混在を許容した住居系用途とし、南北 2 箇所に配置する高台造成団地は住居専用系用途とする。		

「区域は計画図表示のとおり」

■ 理 由

土地地区画整理事業の地区界精査や詳細設計に基づく公共施設計画の見直しに伴い、土地地区画整理事業区域の変更が必要となったことから、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものである。

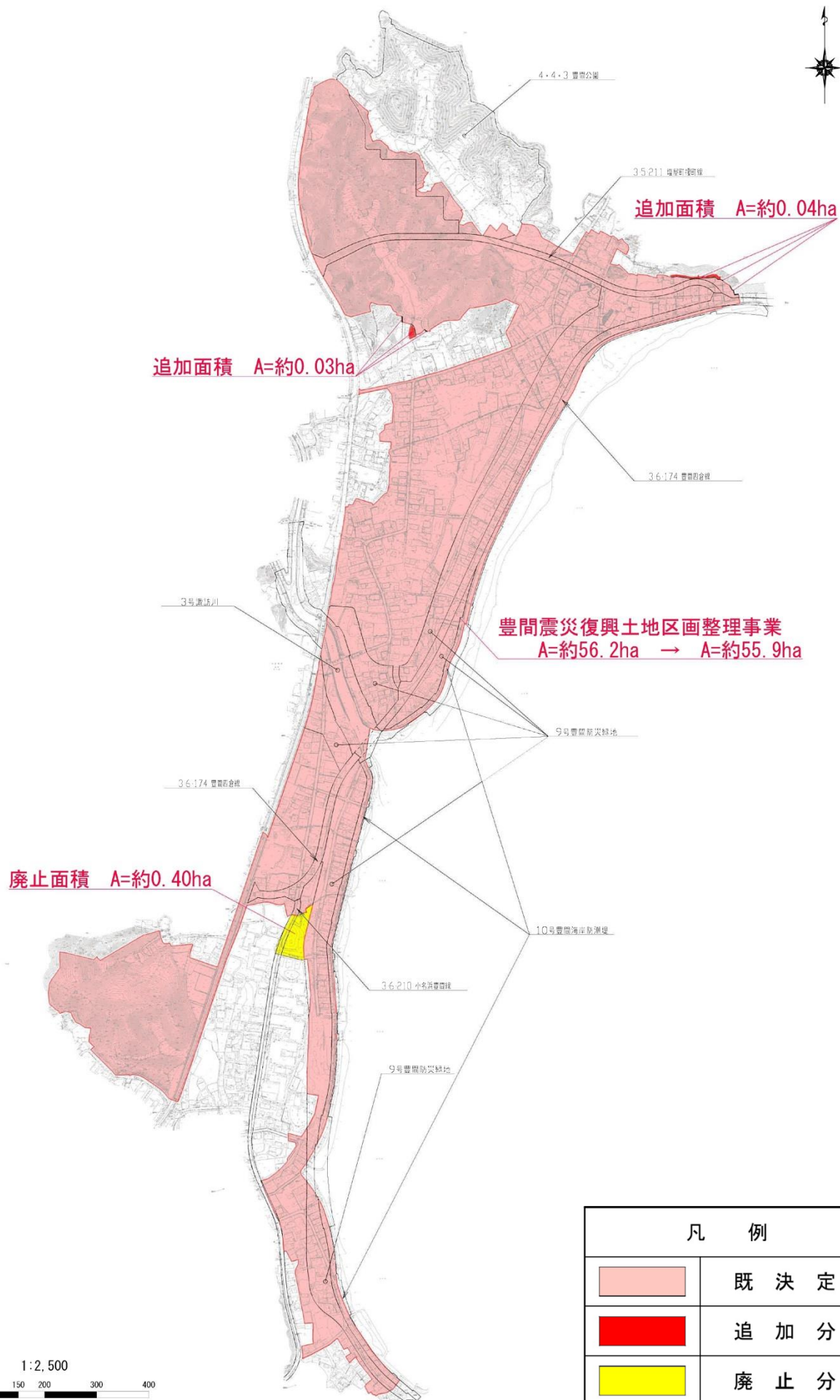


凡 例	
	既 決 定
	追 加 分
	廃 止 分

総 括 図
いわき都市計画区域

区 分	凡 例	備 考
都市計画区域		
居住区域		
第一種住居区域		① 4.4.1
第二種住居区域		② 4.4.2
第一種中密度住居区域		③ 4.4.3
第二種中密度住居区域		④ 4.4.4
第一種近隣住居区域		⑤ 4.4.5
第二種近隣住居区域		⑥ 4.4.6
工業地域		⑦ 4.4.7
工業専用地域		⑧ 4.4.8
商業地域		⑨ 4.4.9
準工業地域		⑩ 4.4.10
工業地域		⑪ 4.4.11
工業専用地域		⑫ 4.4.12
防災地域		⑬ 4.4.13
準防災地域		⑭ 4.4.14
緑地帯		⑮ 4.4.15
公園		⑯ 4.4.16
緑地		⑰ 4.4.17
公園		⑱ 4.4.18
公園		⑲ 4.4.19
公園		⑳ 4.4.20
公園		㉑ 4.4.21
公園		㉒ 4.4.22
公園		㉓ 4.4.23
公園		㉔ 4.4.24
公園		㉕ 4.4.25
公園		㉖ 4.4.26
公園		㉗ 4.4.27
公園		㉘ 4.4.28
公園		㉙ 4.4.29
公園		㉚ 4.4.30
公園		㉛ 4.4.31
公園		㉜ 4.4.32
公園		㉝ 4.4.33
公園		㉞ 4.4.34
公園		㉟ 4.4.35
公園		㊱ 4.4.36
公園		㊲ 4.4.37
公園		㊳ 4.4.38
公園		㊴ 4.4.39
公園		㊵ 4.4.40
公園		㊶ 4.4.41
公園		㊷ 4.4.42
公園		㊸ 4.4.43
公園		㊹ 4.4.44
公園		㊺ 4.4.45
公園		㊻ 4.4.46
公園		㊼ 4.4.47
公園		㊽ 4.4.48
公園		㊾ 4.4.49
公園		㊿ 4.4.50

図 1
総括図
縮尺 1/25,000
図面 全葉の

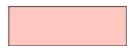


豊間震災復興土地区画整理事業
A=約56.2ha → A=約55.9ha

追加面積 A=約0.04ha

追加面積 A=約0.03ha

廃止面積 A=約0.40ha

凡 例	
	既 決 定
	追 加 分
	廃 止 分